

第2部 各論

5 労使関係

35年における労使関係の動向を概観すると、組合組織は、好況にともなう雇用増で既設組合での組合員数の増加がみられ、一方、中小企業を中心とする未組織分野における組織化も、かなり進展したため、全体として近來にない大幅な増加傾向を示した。しかし、組織内部の動きとしては、社会党の分裂、民社党の結成等が、総評、全労の対立を激化させ、それと関連して、各単産の内部においても組織の動揺が表面化する傾向をみせた。また、労働争議では、安保条約改定反対闘争で、総評を中心とする労組がかつてない大規模な政治ストを反復実施し、また、三井三池の人員整理をめぐる争議で激しい闘争が行なわれたことが、とくに注目される動きであつた。この間行なわれた賃上げ闘争、夏季および年末一時金闘争等の経済闘争は争議の件数としては、とくに中小企業関係を中心としてかなりの数に達したものの、ひきつづく好況を反映して、全般的に比較的高額で平穩に解決した。

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

1) 労働組合員数の大幅な増加

35年6月末現在の労働組合総数は46,912組合,組合員数は766万2千人でこれを34年同期に比べると,2,484組合(5.6%),45万人(6.2%)の増加になる。このうち単位労働組合は,41,561組合,751万6千人,また単一労働組合(28年より集計)としてみると,21,957組合,766万2千人となり,両種類でみた組合数,組合員数とも34年同期に比べ大幅な増加となつている。なかでも組合員数は年間増加としては24年以来(単一労働組合では集計開始以来)の最高を記録し,ここ数年来の増勢を強めている。

このような組織数の増大は,34年7月~35年6月の1年間の新設組合数,組合員数が,同じ期間の解散組合数,組合員数をかなり上回つたこと,雇用の大幅な増加に伴い既設組合における組合員数が著しく増加したことによるものである(第5-1表)。

第5-1表 単位労働組合数および組合員数

第5-1表 単位労働組合数および組合員数

| 年 | 組 合 数 | 組 合 員 数 | 対前年増減率 | |
|------|--------------------|--------------------------|----------------|--------------|
| | | | 組 合 数 | 組 合 員 数 |
| 30 年 | 32,012 (18,013) | 6,166,348 (6,285,878) | 1.8 △ (0.6) | 3.0 (3.5) |
| 31 〃 | 34,073 (18,935) | 6,350,357 (6,463,118) | 6.4 (5.1) | 3.0 (2.8) |
| 32 〃 | 36,084 (19,297) | 6,606,275 (6,762,601) | 5.9 (1.9) | 4.0 (4.6) |
| 33 〃 | 37,823 (20,132) | 6,881,581 (6,984,032) | 4.8 (4.3) | 4.2 (3.3) |
| 34 〃 | 39,303 (20,725) | 7,077,510 (7,211,401) | 3.9 (9.2) | 2.8 (3.3) |
| 35 〃 | 41,561 (21,957) | 7,516,316 (7,661,568) | 5.7 (5.9) | 6.2 (6.2) |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 各年6月末

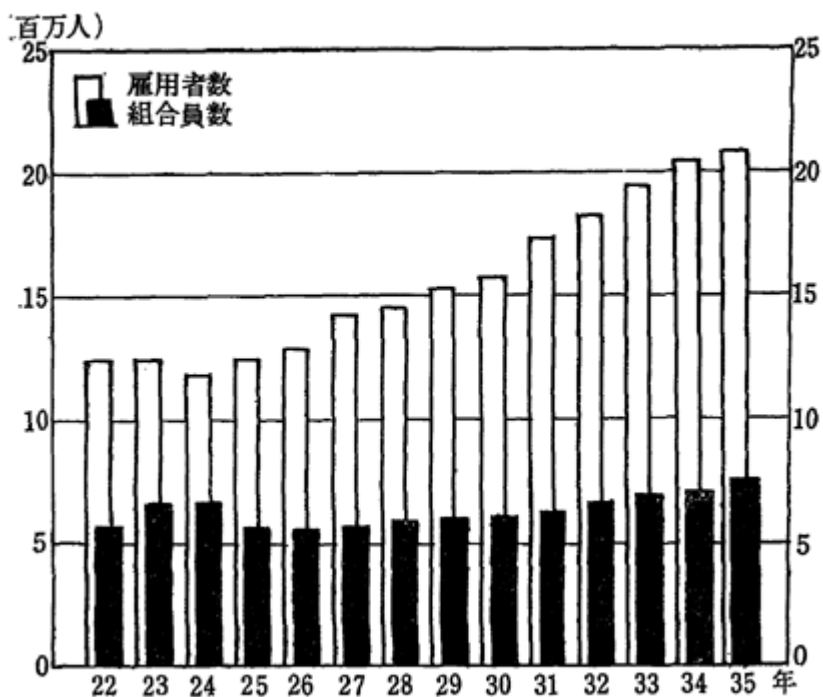
2) この調査では各種の労働組合およびその連合団体を①単位組合、②単一組織組合、③連合団体の3つに大別し、②はさらに④本部、⑤連合扱組合(たとえば地方本部など)、⑥単位扱組合(単一組織組合の最下部組織で、たとえば分会など)の3つに分けて集計している。このうち①と③の⑤とをそれぞれ1単位として集計したものを「単位労働組合」(上表中括弧外の数)として表わし、①と③の④とをそれぞれ1単位として集計したものを「単一労働組合」(上表中括弧内の数)として表わしている

3) △印は減少を示す

これら増加要因となつた組合の新設および解散の状況を単位労働組合についてみると、まず新設組合数、組合員数は4,086組合、41万5千人で、34年に比べ組合数では867組合の減少、組合員数で3万人の増加であつた。しかし、このうちには組織変更、分裂などによる形式的新設が含まれるので、これを除いた未組織労働者の組織化による実質的新設だけをとると、2,652組合、18万6千人で、34年に比べ391組合、3万1千人の増加となり、この実質的新設の増加としては30年について多く、35年にはここ数年来、停滞を続けた新規組織化の動きがかなりの進展を示したといえる(第5-2表)。一方、解散組合数は2,609組合、その組合員数は28万1千人で、34年に比べ1,212組合、4万人の減少であつた。これにも組織変更、分裂など形式的解散(対34年1,050組合、3万人減)が含まれるが、新設の場合と同様実質的解散のみをとつても162組合、1万7千人の減少となる(第5-3表)。

第5-1図 雇用者数、単位労働組合員数の推移

第5-1図 雇員数、単位労働組合員数の推移



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第5-2表 新設単位労働組合数および組合員数

第5-2表 新設単位労働組合数および組合員数

| 年 | 合計 | | 実質的新設 | | 形式的新設 | |
|------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 |
| 30 年 | 3,763 | 359,060 | 2,928 | 218,103 | 835 | 140,957 |
| 31 年 | 3,272 | 274,432 | 2,497 | 162,552 | 775 | 111,880 |
| 32 年 | 3,138 | 252,344 | 2,490 | 167,196 | 648 | 85,148 |
| 33 年 | 3,105 | 262,777 | 2,316 | 147,739 | 789 | 115,038 |
| 34 年 | 4,953 | 385,006 | 2,261 | 154,816 | 2,692 | 230,190 |
| 35 年 | 4,086 | 414,990 | 2,652 | 185,820 | 1,434 | 229,170 |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第5-3表 解散単位労働組合数および組合員数

第5-3表 解散単位労働組合数および組合員数

| 年 | 合 計 | | 実質的解散 | | 形式的解散 | |
|------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 |
| 30 年 | 3,599 | 235,645 | 2,040 | 109,393 | 1,559 | 126,252 |
| 31 〃 | 2,243 | 186,171 | 1,498 | 81,935 | 745 | 104,186 |
| 32 〃 | 2,551 | 186,570 | 1,595 | 89,999 | 956 | 96,571 |
| 33 〃 | 2,136 | 172,249 | 1,403 | 73,536 | 733 | 98,713 |
| 34 〃 | 3,821 | 320,935 | 1,468 | 86,166 | 2,353 | 234,769 |
| 35 〃 | 2,609 | 280,948 | 1,306 | 69,108 | 1,303 | 211,840 |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

つぎに、既設組合についてみると、35年には好況で組合員数が増加した組合数が大幅に増加するとともに組合員の増加の幅も34年をかなり上回った。一方、組合員の減少をみた組合数、組合員数は34年に比べて大きな動きはなかつた。したがって、その増減差による組合員数の増分は34年の2倍以上に達した(付属統計表第72,73表)。

このように35年における労働組合員数の増大は、本年が特に好況下にあつて企業経営が好転し、雇用の増加が著しかつたこと、また、全国中央組織など主要上級団体の未組織労働者の組織化活動が活潑に行なわれ、新設組合も増加したことなどによるものである。

以上のように、労働組合員数は近年にない増加を示したが、一方雇用労働者数もこれを上回る伸びを示したため、雇用労働者総数中にしめる組織労働者数の割合—推定組織率—は、34年に比べ0.4ポイント下回る34.7%に低下し、ここ数年来の低下傾向を継続している。

また、単位労働組合員数を男女別にみると、男子は557万2千人、女子は194万5千人で、34年に比べそれぞれ26万5千人(5.0%)、17万4千人(9.8%)増加し、組合員総数中にしめる男女の比率は、男子74.1%、女子25.9%と僅かに女子の比率が上昇し、また男女別の推定組織率では、男子36.9%、女子28.0%で、それぞれ0.4ポイント、0.1ポイント低下した(第5-4表)。

第5-4表 男女別単位労働組合員数および推定組織率

第5-4表 男女別単位労働組合員数および推定組織率

| 年 | 男 子 | | | 女 子 | | | 総 数 |
|--------|-------|-------------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| | 組合員数 | 組合員総数に対する割合 | 推定組織率 | 組合員数 | 組合員総数に対する割合 | 推定組織率 | 推定組織率 |
| 30年6月末 | 千人 | % | % | 千人 | % | % | % |
| 30年6月末 | 4,712 | 76.2 | 42.6 | 1,474 | 23.8 | 31.3 | 39.1 |
| 31 〃 | 4,815 | 75.8 | 39.8 | 1,535 | 24.2 | 28.9 | 36.5 |
| 32 〃 | 4,974 | 75.3 | 38.8 | 1,632 | 24.7 | 30.0 | 36.1 |
| 33 〃 | 5,189 | 75.4 | 38.6 | 1,693 | 24.6 | 27.8 | 35.2 |
| 34 〃 | 5,307 | 75.0 | 37.3 | 1,771 | 25.0 | 28.1 | 34.5 |
| 35 〃 | 5,572 | 74.1 | 36.9 | 1,945 | 25.9 | 28.0 | 34.1 |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

2) 産業別にみた動き

35年の単位労働組合員数を産業別に34年に比べると、鉱業で減少したほかはいずれも増加し、そのうちでも34年に引き続き製造業の増加が最も大きく、ついで運輸通信業、公務、建設業、金融保険業などとなっている。

産業別の労働組合員数の動きを30年以降やや長期的にみると、漁業水産養殖業、鉱業を除くすべての産業で全般的に増加がみられるが、そのうちでも、建設業、製造業、公務は比較的急速な進展を示している。製造業では食料品、家具、パルプ・紙、石油・石炭製品、ゴム、皮革、鉄鋼、非鉄金属、繊維、電気機器、精密機器、機械、輸送用機器の伸びが大きい。製造業以外では運輸通信業のうち道路旅客運送業(主としてバス・ハイヤー関係)が他に類例のない大幅な進展を示し、35年(17万5千人)には30年の2倍半に達している。

一方、組合員数が減少した産業は、漁業、水産養殖業、鉱業の2産業のみで、前者は34年以降再び漸増しつつあるが、後者は石炭鉱業の不況に伴う雇用の減少が反映して33年下期以降減少の一途をたどっている。このほか注目されるものとしては、米駐留軍予算削減に伴う雇用の減少によつて逐年減少し、35年(3万人)には30年の約3割に減っているサービス業のうちの在日外国公務(駐留軍関係)がある。

なお、30～35年の増加を寄与率でみると、製造業の比率(増加組合員総数の45.6%)が最も大きく、公務、運輸通信業などがこれについている。製造業のうちでは、機械、電気機器、輸送用機器および精密機器など機械関係部門の比率(製造業増加組合員総数の41.3%)が最も大きく、鉄鋼、非鉄金属、金属製品部門の産業がこれについている(第5-5表)。

第5-5表 産業別単位労働組合員数増減の動き

第5—5表 産業別単位労働組合員数増減の動き

| 産 業 | 対30年増減組合員数 | |
|-----------------|------------|-----------------|
| | 人 | (%) |
| 全 産 業 | 1,330,968 | (100.0) |
| 農 林 狩 猟 業 | 24,559 | (2.5) |
| 漁 業 水 産 養 殖 業 | △ 11,710 | △(0.9) |
| 飲 業 | △ 35,614 | △(2.7) |
| 建 設 業 | 157,050 | (11.8) |
| 製 造 業 | 606,401 | (45.6) (100.0) |
| 織 維, 衣 服 | 72,155 | (11.9) |
| 化 学, 石 油, ゴ ム | 63,958 | (10.5) |
| 鉄鋼, 非鉄金属, 金属製品 | 94,323 | (15.6) |
| 機械(電気, 輸送用, 精密) | 250,155 | (41.3) |
| 上 記 以 外 の 製 造 業 | 125,810 | (20.7) |
| 卸 売 小 売 業 | 37,451 | (3.7) |
| 金 融 保 険・不 動 産 業 | 84,091 | (6.3) |
| 運 輸 通 信 業 | 161,696 | (12.1) |
| 電 気 ガ ス 水 道 業 | 1,398 | (0.1) |
| サ ー ビ ス 業 | 77,309 | (5.8) |
| 公 務 | 215,329 | (16.2) |
| 分 類 不 能 の 産 業 | 13,008 | (1.0) |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

つぎに,単一労働組合について組織形態および適用法規別の動きをみると,まず,組織形態別では企業別組織が依然として圧倒的比重をしめ,34年との比較でも1,103組合(6.0%)増,総数に対する比率では0.1ポイントの上昇となつている。そのほかでは,職業別組織(対34年92組合,6.7%増),産業別組織(同64組合,0.3%増)が34年までの停滞を脱してやや伸びた程度で大きな変動はみられなかつた。

また,適用法規別では,公労法適用の組合員数が減少したほかは,いずれも増加したが,なかでも労組法適用の組合数,組合員数の増加は近年にない大きなものであつた。

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

3) 地域別にみた動き

つぎに、地域別にみると、34年に比べ組合員数が減少したのは、佐賀、長崎などで、これらをのぞく他の地域では、その増加数にかなり差異はあるが、いずれも34年の組合員数を上回り、増加数も34年の対33年増加数を上回った。とくに、東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫などの大都市地域では、その増加が著しかった。

これを30年以降の長期的な動きとしてみると、全地域とも全般的に漸増の傾向を示しているが、とくに大都市を中心とする工業地域においていちじるしく、全体の21.5%増に対し、京浜地域では30年に対して35年は22.6%増、名古屋を中心とする中京工業地域では36.3%の増加、大阪、神戸を中心とする阪神工業地域では29.7%の増加となつている。一方四国、山陰地域などのような産業密度が比較的稀薄な地域では10%ないしそれ以下の低率な増加である。ただ、北九州地域においては石炭鉱業の雇用減少が反映して大きな伸びがみられず、30年に対して7.2%の増加にとどまり、総数に対する比率も縮小している〔石炭鉱業組織労働者数の比重が比較的大きい常磐炭田地域、九州西北炭田地域および中国炭田地域では、いずれの地域も組織数の伸び(10%以下)が小さい〕。

なお、繊維工業組織労働者数の比重が大きい地域(埼玉、富山、石川、福井、岐阜など)では、全般的にかなり高い伸びを示し、そのうちでも埼玉、福井は30%以上の大幅な増加となつている。

これを増加分への寄与率でみると、京浜工業地域および阪神工業地域の比率がともに大きく増加組合員総数の42.6%を占め、これら地域と中京工業および繊維工業地域を合せると、増加総数の約6割となる(第5-6表)。

第5-6表 地域別単位労働組合員数増加の動き

第5—6表 地域別単位労働組合員数増加の動き

| 地 域 | 対30年増加組合員数 | |
|-----------------|------------|--------|
| | 人 | (%) |
| 京 浜 工 業 地 域 | 269,042 | (21.5) |
| 中 京 工 業 地 域 | 111,540 | (8.9) |
| 阪 神 工 業 地 域 | 263,951 | (21.1) |
| 北 九 州 工 業 地 域 | 28,874 | (2.3) |
| 上 記 以 外 の 地 域 計 | 579,898 | (46.3) |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) () 内は全国総数の増加組合員数に対する比率である

昭和35年 労働経済の分析

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各論

5 労使関係

(1) 労働組合組織の動向

4) 連合団体の動き

35年6月末現在,全国中央組織である日本労働組合総評議会(総評),全日本労働組合会議(全労)および全国産業別労働組合連合(新産別)に加盟している組合員数は総数471万5千人,組織労働者総数の61.5%で,34年に比べ17万9千人,3.9%の増加となり,これら3組織の労働者数の総数に対する比率は,全体としては大きい変化なく推移した。

組織別の状況をみると,まず,総評は加盟団体57団体,その構成組合員数は374万5千人で,34年同期に比べ2団体,7万9千人(2.1%)の増加であった。この増加は,全法務労組および全国電気通信共済会労組の新規加盟および全日本自治団体労組,全国金属労組,全日本自由労組,日本鉄鋼産業労連などで組合員数が増加したことによる。一方,既加盟団体において組合員数が著しく減少したのは日本炭鉱労組,国鉄労組,全日本金属鉱山労連などであった。

全労は日本労働組合総同盟(総同盟)傘下の13団体および総同盟以外の全労直接加盟10団体の総計23団体,その構成組合員数は92万4千人で,34年に比べ1団体,9万7千人(11.8%)の増加となった。この増加は,日東金属鉱山職組の総同盟への直接新規加盟および全国繊維産業労組同盟,総同盟県連合会,全国造船労組総連,日本海員組合で組合員数が大幅に増加したのをはじめ,13団体で組合員数が増加したことによる。一方,組合員数が減少した団体は9団体で,そのうちでは全国石炭鉱業労組の4千人減が最も大きいものであった。

また,新産別は加盟団体数は6団体,その構成組合員数4万6千人で,加盟団体数には増減なく,組合員数は3千人の増加であった。

なお,以上の3組織に加盟しない全国組合は40団体,その構成組合員数は123万6千人となった。これら団体のうち,34年同期に比べ組合員数が増加した団体は28団体で,このうちでも大幅に増加した団体は,日本電機機器労連,全国生命保険外務労連,全国土建労連等であった。一方,組合員数が著しく減少した団体は,全日本中小企業労連であった。

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

1) 背景としての組合活動の動き

35年の労働組合の活動は、政治的には新安保条約が調印、批准され、また、社会党の分裂と民社党の結成、衆議院議員選挙における社会党の伸長と民社党の後退等の情勢があつたが、経済的には全体として前年にひきつづく好況のなかで展開された。

春には、例年同様、総評の指導による春季闘争が組織され、総評は闘争の基調を「安保体制の打破」におくとの考え方を示すとともに、賃上げ等経済要求のほかに日中関係打開をはじめ政治的要求を多くとりあげた。その闘争の実態も、安保条約改定反対闘争が前面に出て、春季闘争は全体として極めて政治的性格の強いものとなつた。

賃金闘争についてみると、賃上げを要求して、総評の春季闘争に参加の態度をとつた組合は民間単産25組合と官公庁関係組合で、その組合員数は410万7千人に達し、34年の387万7千人に比べ23万人上回つた。その要求額は概ね34年を1,000円程度上回る2,500～3,000円であつて、それとともに、最低保障賃金、初任給引上げの要求を出すものが多くみられた。実力行使の状況を見ると、総評は闘争に当たり、従来のスケジュール闘争方式を転換し、要求貫徹まで長期かつ強靱に闘うとのいわゆる長期強靱闘争方式を採用したものの、経済事情が好調に推移しているため、経営者側は組合側の要求をある程度容れても争議を早期に解決する態度をとつたこと、組合側も現実には社会党分裂等による組合内部の組織的動揺のため強力な闘争を組める体制になかつたこと等の理由により、炭労が前例のないストなしの解決をみたのをはじめ、中小組合の一部および全鉱等でやや長期ストが行なわれた程度で、全般的には短期かつ平穩に終結した。

賃上げ妥結額は私鉄1,600円(34年1,250円)、合化2,000円(同1,500円)、鉄綱1,840円(同1,420円)、全鉱1,330円(同1,000円)、電機2,100円(同1,600円)、炭労395円(同600円)、紙パ1,400円(同1,480円)、公労協800～850円(同250円)等であつて、石炭、紙パルプ関係等一部の業種を除いていずれも34年の妥結額を上回るものであつた。また、中小企業においても全般的に34年の妥結額を上回り、全国金属傘下組合等では他の大手企業なみの高い額で妥結するものもみられた。

夏季一時金闘争については、要求額は一般に30,000～70,000円(平均約50,000円)で、34年夏よりも5,000～10,000円、34年年末よりも3,000～5,000円高かつたが、経営者側は、賃上げ闘争の場合と同様、好況を背景に、この要求にある程度応じる態度に出たため、大部分の組合において30,000～60,000円(平均約42,000円)の高額をもつて妥結した。これは34年夏よりも平均6,000円(16.6%)、34年年末よりも約1,200円(2.7%)上回るものであつた。5月から6月一杯は、安保条約改定反対闘争の最も激しかつた時期で、この間、幾度か大規模な統一行動が実施されたが、一時金闘争をこの統一行動にからめて実施したものは全鉱等ごく一部の組合にすぎず、また、一時金闘争のみでストを行なつたものもほとんどなく、夏季一時金闘争は安保条約改定反対闘争のかけにかけた形で終つた。

総評の指導する秋季年末闘争は、安保条約改定反対闘争および三池争議が事実上終熄し、多くの組合が衆議院議員選挙の準備に忙殺されるという情勢のなかで展開されたが、全般的には春季賃金闘争、夏季一時金闘争と同様平穩に推移した。しかし、そのなかでは、公務員共闘が8月に出示された人事院勧告(一般職職員の給与の平均12.4%引上げ)を背景に、一律3,000円の賃上げを要求し、春季闘争にひきつづき9月以降5波にわたる統一行動を行なつたこと、最低保障賃金10,000円、適正人員の配置等を要求する病院関係の争議が、11月の東京医労連のストを皮切りに全国的に発生し、数次にわたる統一実力行使が実施されたことがめだつた。年末一時金闘争については、ひきつづく好況を理由に、石炭等一部の組合を除き要求額は34年年末を

5,000～20,000円上回る30,000～80,000円にのぼったが、妥結額も30,000～70,000円と、34年年末を平均約7,000円上回った。闘争に際し、スト権を確立し、スト気構えをみせた組合は大手組合のみならず中小組合においてもかなりみられたが、ほとんどがスト直前あるいはストに突入しても長期化することなく妥結し、全体的には平穩に推移した。

以上のように、賃上げ、夏季および年末一時金等の経済闘争は、全体として大きく盛り上がることなく推移したが、この間行なわれた安保条約改定反対闘争および三井三池争議では激しい動きがみられ、35年における組合活動の大きな特徴となった。

まず、安保条約改定反対闘争は、すでに34年中に国民会議の10次にわたる統一行動が行なわれたが、全般的には大きな闘争には発展せずに推移していた。35年に入つて、総評は前述のように安保体制の打破を春季闘争の基調とするとし、1月以降6月末までに国民会議が組んだ10次の統一行動の中核となつて闘争を展開した。この闘争での実力行使参加人員数は、実人員数にして104万人、延人員数にして183万人を数え、27年の労働法規改悪反対闘争—実人員数76万人、延人員数129万人—、28年のスト規制法反対闘争—同38万人、104万人—、33年の警職法改正反対闘争—同72万人、83万人—等の政治的要求を掲げて行なわれた実力行使の規模をはるかに上回った。

なお、全労、新産別は、新条約反対、岸内閣退陣の要求を掲げたが、34年同様、国民会議には加わらず、別個に闘争を行ない、政治ストを行なうことに反対して集会、デモ等による示威行動を実施したにとどまつた。

また石炭産業の合理化は35年にはほとんどの大手各社に及んだが、とくに三井三池では、いわゆる業務阻害者約300名を含む1,278名の指名解雇をめぐる労使が激しく対立した。この闘争では1月25日、会社側がロックアウト、これに対抗して組合側が無期限ストを実施して以来、11月1日のロックアウトおよびスト解除に至るまで282日という長期の作業停止が行なわれ、安保条約改定反対闘争とともに35年における労働運動の焦点となつた。争議は4度にわたる中労委のあつせんによつて漸く解決をみたが、結果は、解雇者は全員離職することとなつた。なお、他の各社の合理化問題については、提案されたものは一応年内に解決をみたが、炭労は今後も相つぐ合理化に対処するため、28回大会で石炭政策変更を要求して全体闘争を組織することを決定し、年末から36年春季闘争期にかけて統一闘争を行なつた。

なお、11月初旬から開始された東京医労連の闘争は、その後、日本医療労働組合協議会の統一闘争(統一要求—最低保障賃金1万円、時間短縮、増員要求等)として、全日赤、健保労連、厚生年金、京都、山形、新潟等の各医労協を含む病院関係の全国的な争議に発展し、秋季年末闘争においてほとんどの単産が大きな闘争を行なうことなく解決をみている中で、ひとりストを反覆実施して注目された。この病院争議は、労使関係の未熟、労務管理人間関係の非近代性、労働条件の相対的低位、上部団体の争議指導の積極化等が背景となり、また、医療単価の引上げ等の問題も絡んでいるため複雑な様相を呈した。なお、全日赤、東京医労連、健保労連の一部組合の闘争は年内に解決をみず、36年に持ちこされたが、東京医労連の一部組合等では、その後、組合の分裂、組合員の解雇、暴力事件の発生等があり、いわゆる泥沼闘争に落ち入るものもみられはじめた。

その他の中小企業における労使関係については、前年は暴力事件等を伴つた過激な争議が頻発して注目されたが、35年には、安保条約改定反対闘争、賃上げおよび臨時給与金等の経済闘争で争議発生数は著しい増加を示したものの、全般的には経済の好況、労使の平和解決への努力等もあつて、激化の傾向はほとんどみられず、比較的短時日に、かつ、平穩に推移した。

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

2) 労働争議の状況

(イ) 争議件数の増加と損失日数の減少

労働争議統計調査によつて、35年中の労働争議の状況をみると、安保条約改定反対闘争で大規模な実力行使が行なわれたこと、下期に入つて病院をはじめ中小企業関係の争議がかなり多かつたこと等により、争議行為をともなつた争議を中心に著しい増加を示し、争議件数としては従来までの最高を記録した。すなわち、35年の総争議の件数は2,222件、その総参加人員数は695万2千人となつて、34年より513件(30.0%)、228万人(48.5%)の増加を示した。このうち、争議行為をともなつた争議は件数で1,707件、総参加人員数で494万3千人を占め、34年に比べてそれぞれ43.1%、43.0%の増加となつている。また、争議行為参加人員数は233万5千人で34年より21.7%の増加を示した(第5-7表)。

第5-7表 労働争議の推移

第5—7表 労働争議の推移

| 年 | 総 争 議 | | 争議行為をともなつた争議 | | | 争議行為をともなわない争議 | |
|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| | 件 数 | 総 参 加 人 員 数 | 件 数 | 総 参 加 人 員 数 | 行為参加 人 員 数 | 件 数 | 総 参 加 人 員 数 |
| | 件(%) | 千人(%) | 件(%) | 千人(%) | 千人(%) | 件(%) | 千人(%) |
| 32 年 | 1,680 (100.0) | 8,464 (100.0) | 999 (59.5) | 6,710 (58.7) | 2,345 (27.7) | 681 (40.5) | 1,754 (20.7) |
| 33 〃 | 1,864 (100.0) | 6,362 (100.0) | 1,247 (66.9) | 5,086 (79.9) | 2,537 (39.9) | 617 (33.1) | 1,276 (20.1) |
| 34 〃 | 1,709 (100.0) | 4,682 (100.0) | 1,193 (69.8) | 3,456 (73.8) | 1,918 (41.0) | 516 (30.2) | 1,226 (26.2) |
| 35 〃 | 2,222 (100.0) | 6,952 (100.0) | 1,707 (76.8) | 4,943 (71.1) | 2,335 (33.6) | 515 (23.2) | 2,008 (28.9) |
| 35年/(%) 34年 | 130.0 | 148.5 | 143.1 | 143.0 | 121.7 | 99.8 | 163.8 |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

この争議行為を伴つた争議の行為形態をみると、同盟罷業(21%増)および同盟怠業(86%増)が多く、いずれも34年より大幅な増加を示すとともに、従来までの最高を記録した。同盟罷業の増加は、主として賃上げおよび年末一時金闘争で中小企業関係組合のストがかなりあつたこと—もつとも行為参加人員数および労働損失日数はつぎにのべるように逆にかなり大幅に減少している—によるもので、また、同盟怠業の増加は、争議行為をともなつた争議中に大きな比重を占める安保条約改定反対闘争での実力行使のほとんどが、短時間の時限ストまたは時間内職場大会等であつたことによるものである〔同盟怠業のうち、323件(33%)、行為参加人員数96万3千人(54%)は安保条約改定反対闘争の分となつている〕。

同盟罷業件数の増大により、作業停止争議も件数では20%増加した。しかし行為参加人員数では24%減およびその労働損失日数では18%減と、件数とは逆に大幅な減少となつている。また、35年の場合、全労働損失日数の55%(268万日)が炭労の企業合理化反対闘争(主として三井三池争議)によつてもたらされている

ので、これを別にすれば、1件当りの労働損失日数または行為参加人員1人当りの労働損失日数等をみると、従来になく少ないものとなる(第5-8表)。これはとくに経営者側が、争議の早期解決が現在の好況のもとでは得策との考えから、組合側の要求をある程度受け入れる態度に出たことが最大の要因で、春季闘争にしる、夏季、年末の一時金闘争にしる、作業停止に入つても短時日に終了するものが多かつたことによると考えられる。作業停止争議について作業停止日数別の件数をみても、5日以下のものが75%で、34年より4ポイントふえ、数年来の傾向でも、その割合は最も高くなつている反面、1ヵ月以上の長期ストの件数は5%で34年より3ポイントの減少となつている(第5-9表)。

第5-8表 作業停止労働争議の推移

第5-8表 作業停止労働争議の推移

| 年 | 件数 | 行為参加人員数 | 労働損失日数 | | | 作業停止争議1件当り労働損失日数 | 作業停止争議行為参加人員1人当労働損失日数 |
|-----|------------------|--------------|------------------|------------------|----------------|------------------|-----------------------|
| | | | 計 | 同盟罷業 | 工場閉鎖 | | |
| 30年 | 659 | 1,033 | 3,467 | 3,307 | 160 | 5,261 | 3.36 |
| 31年 | 646 | 1,098 | 4,562 | 2,353 | 2,269 | 7,062 | 4.15 |
| 32年 | 830 | 1,557 | 5,652 | 5,561 | 128 | 6,810 | 3.63 |
| 33年 | 903 | 1,279 | 6,052 | 5,826 | 531 | 6,702 | 4.73 |
| 34年 | 887 | 1,216 | 6,020 | 5,926 | 194 | 6,787 | 4.95 |
| 35年 | 1,063 (1,062) | 918 (877) | 4,912 (2,233) | 4,811 (2,132) | 2,746 (200) | 4,621 (2,103) | 5.35 (2.55) |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

注 35年下欄の()内の数字は炭労の合理化反対争議を除いてみたものである

争議行為を伴つた争議について産業別の発生状況を34年に比べると、製造業、サービス業、公務、金融保険業および卸売小売業などでの増加が著しく、産業中分類別には医療保健業、電気機器、輸送用機器、道路貨物運送業、機械および出版印刷等での増加が著しい。このうち従来、比較的争議が少なかつた卸売小売業、金融保険業、サービス業(医療保健業を含む)等で増加していることは、最近の中小企業の労使関係の動向と相俟つて注目される(付属統計表第80表)。

第5-9表 作業停止日数別作業停止労働争議解決件数比率

第5-9表 作業停止日数別作業停止労働争議解決件数比率

| 年 | 合計 | 5日以下 | 6~10日 | 11~20日 | 21~30日 | 31日以上 |
|-----|---------------|------|-------|--------|--------|-------|
| 30年 | 100.0 (644) | 73.8 | 10.9 | 7.3 | 3.4 | 4.7 |
| 31年 | 100.0 (632) | 71.4 | 12.3 | 7.8 | 3.3 | 5.2 |
| 32年 | 100.0 (813) | 72.8 | 13.7 | 7.0 | 2.6 | 3.9 |
| 33年 | 100.0 (886) | 71.7 | 11.7 | 8.0 | 3.2 | 5.4 |
| 34年 | 100.0 (848) | 71.0 | 11.0 | 7.3 | 3.3 | 7.4 |
| 35年 | 100.0 (1,028) | 75.4 | 10.1 | 7.8 | 2.0 | 4.7 |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

注 合計欄()内の数字は実数である

争議行為参加人員数も件数と同様、大部分の産業で増加しており、なかでも公務、電気ガス水道業、サービス業等では、大幅な増加を示した。産業中分類別では出版印刷、化学、機械、電気機器、輸送用機器、医療保健業等

における増加が著しかった。

また、作業停止争議についてみると、金融保険業、サービス業、公務等では34年に比べ件数、行為参加人員数、労働損失日数がいずれも大幅な増加を示し、製造業では件数のみが著しく増大(576対34年27%増)した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

2) 労働争議の状況

(ロ) 要求事項別の動き

要求事項別に争議の発生状況をみると、経済の好況を反映して、賃金増額、臨時給与金支給等の積極的要求争議が34年にましてふえ、反面、解雇反対、賃金定期支払等の消極的要求争議はさらに減少した。すなわち、積極的要求件数は1,614件で要求事項総数の73%を占め、これは34年に比べ432件(37%)の増加、30年当時との比較では66%もの増加となつている。一方消極的要求件数は139件(要求事項総数の6%)で、対34年88件(39%)の減少、30年当時との比較では約3分の1と大幅に減少している。積極的要求件数の増加は賃上げ争議が4月を頂点に各月とも、34年同月を上回る発生をみ、年間では72%の増加を示したこと、および11～12月にかけて臨時給与金要求争議が多く発生(対前年11～12月の24%増)したことによるものであり、消極的要求件数の減少は、解雇反対をはじめ賃金減額反対、賃金定期支払、解雇休業手当支給、事業休廃止反対等の争議がいずれも30～60%減少したことによる(第5-10表)。

第5-10表 主要要求事項別労働争議発生件数比率

第5—10表 主要要求事項別労働争議発生件数比率

(総争議)

(%)

| 要 求 事 項 | 30 年 | 31 年 | 32 年 | 33 年 | 34 年 | 35 年 |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要 求 事 項 総 数 | 100.0 (1,538) | 100.0 (1,419) | 100.0 (1,768) | 100.0 (1,874) | 100.0 (1,711) | 100.0 (2,222) |
| 積 極 的 要 求 | 63.5 | 70.6 | 73.5 | 61.1 | 69.1 | 72.6 |
| (内)賃 金 総 額 | 17.4 | 25.0 | 29.5 | 22.9 | 27.3 | 36.2 |
| 臨時給与金の支給 | 32.7 | 33.6 | 31.3 | 28.4 | 32.3 | 28.7 |
| 消 極 的 要 求 | 26.5 | 18.8 | 15.0 | 18.2 | 13.3 | 6.3 |
| (内)解雇反対または被 解雇者復職 | 12.4 | 11.4 | 9.1 | 11.6 | 8.4 | 4.2 |
| 賃 金 定 期 支 払 | 7.3 | 2.9 | 2.4 | 2.2 | 1.4 | 0.6 |
| そ の 他 の 要 求 | 10.1 | 10.6 | 11.5 | 20.7 | 17.6 | 21.1 |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (註) 1) 積極的要求には、上記のほか、組合の承認または組合活動、労働協約の締結、退職金制度の確立または増額、労働時間の変更、休暇休日、経営参加および福利厚生施設が含まれる
- 2) 消極的要求には、上記のほか、賃金減額反対、解雇休業手当および事業休廃止または操業短縮反対が含まれる
- 3) 要求事項総数欄の()内の数字は実数(単位=件)である

これを産業別にみると、積極的要求件数は鉱業で大幅に減少しているほかはほとんどの産業において増加しており、とくに製造業、サービス業および公務での増加が著しい。産業中分類別には繊維、印刷出版、化学、機械、電気機器、輸送用機器、道路旅客運送業、道路貨物運送業および医療保健業等での発生がふえている。一方、消極的要求件数は各産業を通じて散発的に発生しているにとどまつたが、ただ、34年に1件の発生もみなかった電気機器で7件発生し、また、機械および輸送用機器でわずかながら増加したこと、道路旅客運送業で34年の33件から35年は13件へと大幅に減少したこと、などがめだつた。なお、積極または消極要求のいずれにも分類されない争議は、安保条約改定反対闘争、浅沼事件抗議闘争、タクシー関係争議等における支援スト等のような特殊な争議が多かつたため、469件(要求事項総数の21%)で、34年よりさらに大きな割合を占めた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働争議の動向

2) 労働争議の状況

(ハ) 争議の解決状況

以上のように、35年の労働争議は積極的要求を中心にかなり著しい発生をみたがその結果はどうか。解決状況について、主要な傾向をみると、まず35年中の争議2,222件中、年内に解決したものは2,142件で、解決率は96%となつている。この解決した争議について解決までの継続期間をみると、34年とは逆に、継続20日以下の短期解決争議の割合がやや減少し、31～100日のものの割合が大きくなつているが、101日以上いわゆる長期争議は件数、比率ともに減少した。

これを要求事項別にみると、従来同様、積極的要求争議は短期に終るものが多く、101日以上長期争議の割合も減少傾向をみせたが、一方、消極的要求争議の継続期間は一般にやや長期化の傾向がみられた(第5-11表)。

争議の解決方法は、労使当事者の直接交渉によるものが最も多い(解決総件数の52%)傾向は変わらないが、労使当事者の直接交渉によるものと、労働委員会等の第三者によるものとの比率では年々前者の割合が高くなつてきている。また、35年は安保条約改定反対闘争や支援スト等があつたため、「その他」がかなり大きな割合(解決総件数の26%)を占めた。

第5-11表 継続期間別労働争議解決件数比率

第5—11表 継続期間別労働争議解決件数比率

(総争議)

(%)

| 継続期間 | 33 年 | | | 34 年 | | | 35 年 | | |
|-----------|-------|------------------|------------------|-------|------------------|------------------|-------|------------------|------------------|
| | 合 計 | 積極的 要求 争 議 | 消極的 要求 争 議 | 合 計 | 積極的 要求 争 議 | 消極的 要求 争 議 | 合 計 | 積極的 要求 争 議 | 消極的 要求 争 議 |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 10 日 以 下 | 45.1 | 52.0 | 39.5 | 53.4 | 54.5 | 39.2 | 45.9 | 52.9 | 37.5 |
| 11 ～ 20日 | 23.5 | 18.6 | 20.6 | 16.8 | 17.8 | 15.9 | 20.5 | 20.1 | 23.6 |
| 21 ～ 30日 | 11.5 | 10.2 | 8.1 | 8.4 | 9.5 | 7.0 | 7.2 | 8.6 | 6.3 |
| 31 ～100日 | 14.8 | 14.8 | 22.6 | 15.2 | 12.6 | 29.1 | 22.4 | 14.9 | 20.8 |
| 101 日 以 上 | 5.0 | 4.6 | 9.3 | 6.3 | 5.6 | 8.8 | 4.0 | 3.5 | 11.8 |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 積極的要求争議および消極的要求争議については、第5—10表(注2)および3)

参照

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各論

5 労使関係

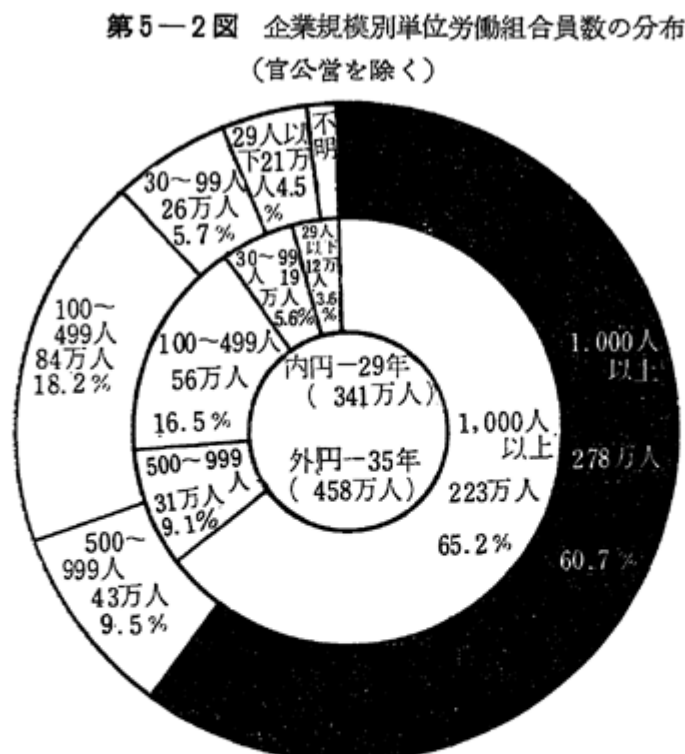
(3) 中小企業の組合組織と労働争議

1) 中小企業における組織労働者数の現況とその動き

労働組合基本調査によつて民間企業の単位労働組合について企業規模199人以下の企業に属する組合員数をみると、全産業で、規模100～199人が29万人(組合員総数の6.3%),30～99人が26万人(同5.7%),29人以下が25万人(同5.4%)で計81万人(17.4%)となり、中小企業に属する組合員数の割合は極めて小さい。

つぎに、29年度調査の企業規模別組合員数に比べてその動きをみると、規模500人以上では68万人、26.9%の増加、100～499人では27万人、48.4%の増加、30～99人および29人以下ではいずれも8万人、それぞれ37.7%および66.5%の増加で、各規模とも増加し、特に小規模企業に属する組合員数の伸びが大きくなつている(第5-2図)。

第5-2図 企業規模別単位労働組合員数の分布



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 29年度調査では農林狩猟業、漁業水産養殖業が調査の対象から除かれており、企業規模も100～499人で区分されているので、35年度調査結果も上記2産業を除き規模区分を一括して比較してある

また、全産業について従業員規模別雇用者数(総理府統計局「労働力調査」6月分による)に対する企業規模別組合員数の割合(推定組織率)をみると、総数で26.3%、規模500人以上では69.1%、100～499人では38.5%、30～99人では8.9%、29人以下では3.2%となっており、企業の規模が小さくなるにしたがって推定組織率は急激に低下している。わが国雇用労働者総数中にしめる中小企業労働者の割合は極めて高いにもかかわらず、このように組織労働者数は、そのうちの一部分にすぎない。これは中小企業における未組織労働者の組織化が、極めて困難なことを示すものであろう。

企業規模別の推定組織率は製造業でも、総数32.4%、規模500人以上70.6%、100～499人40.7%、30～99人9.7%、29人以下2.1%で、やはり小規模企業における組織率が低い。これを31年に比べてみると、各規模とも低下しているが、これはこの間における雇用の増加が、組織労働者数の増加を上回っていることによるもので、とくに中小企業においては組合員数の増加にもかかわらず組織率は停滞の状況にあるといえる(第5-12表)。

第5-12表 従業員規模別雇用者数、組合員数および推定組織率

第5—12表 従業員規模別雇用者数、組合員数および推定組織率

| 規 模 | 全 産 業 | | | 製 造 業 | | | 31 年 製造業 組織率 |
|------------|--------|-------|------|-------|-------|------|--------------------|
| | 雇用者数 | 組合員数 | 組織率 | 雇用者数 | 組合員数 | 組織率 | |
| | 千人 | 千人 | % | 千人 | 千人 | % | % |
| 合 計 | 17,680 | 4,644 | 26.3 | 7,760 | 2,512 | 32.4 | 34.6 |
| 500 人 以 上 | 4,670 | 3,228 | 69.1 | 2,530 | 1,787 | 70.6 | 81.3 |
| 100 ～ 499人 | 2,180 | 839 | 38.5 | 1,290 | 525 | 40.7 | 42.6 |
| 30 ～ 99人 | 2,990 | 265 | 8.9 | 1,550 | 150 | 9.7 | 21.4 |
| 29 人 以 下 | 7,810 | 250 | 3.2 | 2,390 | 49 | 2.1 | 2.5 |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 民間企業に属する組合についてのみ集計したものである
 2) 従業員規模別雇用者数は総理府統計局「労働力調査」35年6月分による
 3) 組織率は雇用者数で組合員数を除して算出している。ただし、31年製造業の組織率は、総理府統計局「就業構造基本調査」(31年7月)の従業員規模別雇用者数で組合員数を除して算出したものである
 4) 合計のうちには不明の分が含まれる

第2部 各論

5 労使関係

(3) 中小企業の組合組織と労働争議

2) 中小企業未組織労働者の組織化の動き

最近における単位労働組合の実質的新設を組合員数規模別にみると、組合数では新設総数の94～95%、組合員数では65～68%が規模199人以下の中小規模組合である。企業規模別にみても新設組合員総数の52～57%が規模199人以下の中小企業でしめられており、未組織労働者の組織化は、中小企業労働者を中心に進められていることを示している。規模199人以下の新設組合数および組合員数の動きをみると、35年は31年以降の停滞傾向をやや脱し、34年より350組合(16.4%)、2万人(17.0%)増とかなりの伸びを示した(付属統計表第68表)。

規模199人以下の組合の新設理由の年次別の動きをみると、「労働条件の向上、労務管理に対する不満等労働者の意志によることを主とするもの」の新設が依然首位を占めているが、とくに「外部団体からの呼びかけによることを主とするもの」の新設数は、34年に対し組合数で1.8倍、組合員数で2倍の増加となっている。一方、「人員整理に対する防衛によることを主とするもの」の新設は最近漸減している。

第5-13表 理由別新設単位労働組合数および組合員数

第5—13表 理由別新設単位労働組合数および組合員数
(組合員数規模 199 人以下)

| 理 由 | 33 年 | | 34 年 | | 35 年 | |
|---------------------------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|
| | 組 合 数 | 組 合 員 数 | 組 合 数 | 組 合 員 数 | 組 合 数 | 組 合 員 数 |
| 合 計 | 2,188 (100.0) | 100,368 (100.0) | 2,133 (100.0) | 101,565 (100.0) | 2,483 (100.0) | 118,854 (100.0) |
| 労働条件の向上、労務管理に対する不満等労働者の意志によることを主とするもの | 1,555 (70.9) | 70,973 (70.7) | 1,598 (75.0) | 77,020 (75.9) | 1,710 (68.9) | 82,900 (69.7) |
| 外部団体からの呼びかけによることを主とするもの | 318 (14.5) | 13,208 (13.2) | 275 (12.9) | 11,078 (10.9) | 482 (19.4) | 21,856 (18.4) |
| 企業の規模拡張に伴うもの | 119 (5.4) | 6,621 (6.6) | 110 (5.1) | 6,165 (6.1) | 100 (4.0) | 4,977 (4.2) |
| 人員整理に対する防衛によることを主とするもの | 94 (4.3) | 4,298 (4.3) | 69 (3.2) | 2,880 (2.2) | 38 (1.5) | 1,444 (1.2) |
| そ の 他 | 104 (4.8) | 5,268 (5.2) | 81 (3.8) | 4,422 (4.3) | 153 (6.1) | 7,677 (6.5) |

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 組織変更および分裂によるものを除く

このように、35年には従来中小企業に多かつた人員整理等が直接的動機となつて組合結成に至つた事例が減少し、反面労働条件の向上、労務管理の改善等が直接的動機となつて組合結成に至つたものがふえ、また、上級団体からの呼びかけが直接的動機となつて組合結成に至つたものが大きく伸びたことなど、全国中央組織を主軸とする主要上級団体の積極的活動もさることながら、34年に続く一般経済の好況も反映して、労働者の生活改善を目的とする組合結成の傾向がかなり強くあらわれている(第5-13表)。

第2部 各論

5 労使関係

(3) 中小企業の組合組織と労働争議

3) 合同労組方式による組織の動き

29年の総評第5回大会における中小企業未組織労働者の組織化方針の決定を契機として、合同労組方式による組織化活動が本格化し、30年の全国一般合同労組協議会(現在の「全国一般」)の結成をはじめとして、この方式による組織化はかなりの進展をみせている。労政局の調査によると、35年6月末現在の合同労組数は総数472組合、その組織労働者総数は8万3千人で、32年9月末現在に比べ70組合、7千人の増加となつた(32年9月末の調査では合同労組名を用いているものはすべて集計されているため、企業別組合、単一組織でない連合団体等合同労組の範囲外のものも若干含まれているが、35年6月末の調査では、この種のもの除いて集計してある)。また、これを設立年別にみると、21年から29年までの結成数156組合に対し、30年以降増加し、32年以降は各年55組合以上の結成をみている。これは35年6月末現在で現存している合同労組について調査したものであるから、そのまま結成数の推移としてみるのはやや不適當であるが、それにしても一応30年以降の進展が推察できる。

これを組織形態別にみると、産業別合同労組が最も多く、組合数で総数の62.7%、組合員数で61.1%を占め、ついで一般合同労組のそれぞれ19.5%、24.4%、職能別合同労組の17.8%、14.5%の順となつている。産業別合同労組は、製造業、サービス業、建設業、運輸通信業の順で多く、製造業中分類別では木材、木製品、窯業、土石製品、繊維などが多い。職能別組織が比較的少ないのは、合同労組方式による組織化が主として一般合同労組または産業別合同労組方式によつて推進されていることに起因すると思われる(第5-14表)。

第5-14表 組織形態別合同労働組合数

第5—14表 組織形態別合同労働組合数

| 結成年 | 組 織 形 態 | | | |
|---------|---------|------|-----|-----|
| | 計 | 一般合同 | 産業別 | 職能別 |
| 21年 | 30 | 2 | 24 | 4 |
| 22年 | 21 | — | 20 | 1 |
| 23年 | 16 | — | 9 | 7 |
| 24年 | 16 | 1 | 13 | 2 |
| 25年 | 15 | 1 | 10 | 4 |
| 26年 | 16 | 1 | 8 | 7 |
| 27年 | 11 | 1 | 7 | 3 |
| 28年 | 15 | — | 7 | 8 |
| 29年 | 16 | 5 | 7 | 4 |
| 30年 | 27 | 5 | 11 | 11 |
| 31年 | 44 | 16 | 25 | 3 |
| 32年 | 58 | 20 | 30 | 8 |
| 33年 | 55 | 12 | 34 | 9 |
| 34年 | 77 | 14 | 54 | 9 |
| 35年 | 55 | 14 | 37 | 4 |
| 21～35年計 | 472 | 92 | 296 | 84 |

資料出所 労働省「合同労組の現状」

- (注) 1) 各年の労組数は35年6月末現在に現存するものである
- 2) 一般合同とは2以上の企業に属する労働者が地域ごとに産業、職能に関係なく1組合を組織するものである

なお、35年6月末現在の合同労働組のうち、組合員数規模199人以下のものが総数の77.5%で、そのほとんどが中小規模の組合であり、そのうちでも30～99人の規模の組合が38.3%で最も多い。

以上のように、合同労働組方式による組合結成は漸増傾向を示しているが、組合結成後における組織労働者数の動きは、企業内組織では雇用増加により順調な増大がみられたのと対照的に伸び悩みの状態である。すなわち、結成後間もないものを除いて33年末までに結成された合同労働組についてみると、結成以来、組合員数が増加傾向にある組合が総数の17.7%、その増減にはほとんど変動がない組合が55.4%、組合員数が減少傾向にある組合が26.9%となっており、組織労働者数の消長でみる限り停滞または縮減の傾向がみられる。これは適格な指導者が少なく、組合財政が比較的貧困であるなど組合基盤が一般的に脆弱な上に、組織構成企業数が多いため円滑な組合運営を図ることが困難であることによるものであろう。

第2部 各論

5 労使関係

(3) 中小企業の組合組織と労働争議

4) 地域別にみた組織化の現況と上部団体への加入状況

前述のように最近における実質的新設のほとんどが中小企業によるものなので、一応実質的新設単位労働組合数の動きで中小企業の組織化傾向をみると、地域別には、産業密度が高く、雇用労働者が比較的多く集中する地域、すなわち京阪神工業地域、京浜工業地域などにおいて組合の新設が多く、いずれも実質的新設総数の17.2%および13.5%をしめている。そのほか、北海道地域、名古屋を中心とする中京工業地域、福岡を中心とする北九州工業地域においてもかなりの進展がみられ、これら5地域の新設組合員数だけで新設総数の43.0%をしめ、組合の新設が比較的大中都市地域において顕著なことを示している。

つぎに、組合員数規模199人以下の中小企業新設単位労働組合の上部団体加入状況を、労政局の調査によつてみると、その65.3%が総評、全労等の全国中央組織傘下の各単産をはじめ県評、地区労などの地方組織に加入している。

全国組織加入組合のうちでは、総評系単産への加入(全国組織加入総数の55.896)が最も多く、ついで全労系(同じく36.4%)となり、新産別および以上3組織に加盟しない中立系全国組合等への加入は8.8%であった。新設組合の加入が比較的多かったのは、総評系では全国一般合同労組連合(総評加入総数の34.2%)、全国金属労組(同じく24.1%)などであり、全労系では、総同盟傘下の単産(全労加入総数の59.1%)、全国繊維産業労組同盟(同じく35.6%)などである。なお、地方組織に加入したものでは地区労、県評への加入が比較的多く、全国的上部団体に加盟しない地区別の中立系中小企業労連への加入もあり、全体として、比較的地域範囲の狭い段階において組織の結集が行なわれていることを示している(第5-15表)。

第5-15表 上部団体別新規加盟新設単位労働組合数

第5—15表 上部団体別新規加盟新設単位労働組合数

| 上 部 団 体 | 組 合 数 |
|-------------|-------|
| 合 計 | 2,404 |
| 上 部 団 体 加 入 | 1,571 |
| 全 国 組 織 加 入 | 876 |
| 総 評 | 489 |
| 全 労 | 303 |
| 新 産 別 | 10 |
| その他の全国組合 | 74 |
| 地 方 組 織 加 入 | 695 |
| 未 加 入 | 833 |

資料出所 労働省「中小企業労働情勢」

- (注) 1) 34年7月～35年6月の1年間の新設組合
 について集計したものである
 2) 組織変更および分裂によるものを除く

第2部 各論

5 労使関係

(3) 中小企業の組合組織と労働争議

5) 中小企業労働争議の動向

34年には、東京都内を中心に、中小企業の長期にわたる作業停止争議が実施され、また、単に長期化するだけでなく、争議の過程で暴力事件の発生等特殊な問題を惹起する事例が頻発し、社会の注目を集めた。しかし35年においては、5月下旬から1カ月の間安保条約改定反対闘争が労働運動の焦点となり、中小企業関係の組合でもストまたはデモ等によつてこれに参加するものがかなりみられたこと、年末近く病院関係の争議が多発したこと、好況が中小企業の分野にも浸透し、その情勢を反映して賃上げや臨時給与金闘争が活発化したこと等によつて、争議件数としては著しいふえ方をみせたものの、年間を通じ34年にみられたような過激化した争議はほとんどなく、全般的に平穩に推移した。

労働争議統計調査によると、35年における争議行為をともなつた争議の発生企業数は2,459企業であるが、そのうち、常用労働者数500人未満の企業数は1,603企業で、総数の65%に当る。これを34年に比べると、総数では713企業(41%)の増加であるが、500人未満では683企業(74%)の増加で総数の伸びを上回っている。この500人未満の規模をさらに100~499人と100人未満の規模とにわけると、100人未満の企業数は34年に比べ92%の激増、100~499人の規模でも55%の増加となり、規模が小さくなるほど増加の程度が大きくなっている。

また、やや長期的に30年当時と比較してみると、総数では2.9倍となつているが、そのうち100人未満では3.45倍、100~499人では2.89倍、500人以上では2.46倍となつており、やはり、小規模企業ほど争議の激増傾向がみられる(第5-16表)。

つぎに、争議の発生状況を要求事項との関連で見ると、最近数年の傾向として、全般的に積極的要求争議の比率が高くなり、反面、消極的要求争議の比率は低下しているが、この傾向はとくに小規模の場合に著しい。すなわち、積極および消極要求件数の合計を100とした各規模別の積極的要求件数の比率をみると、100人未満の規模では93%で34年より9ポイント増、31年との比較では13ポイント増となつている。100~499人でも96%で同じく2ポイント増および8ポイント増であり、500人以上では97%で2ポイント増および4ポイント増となつている。一方、消極的要求件数の比率は各規模とも相対的に低下し、その低下割合は小規模ほど大きくなつている(第5-17表)。

第5-16表 企業規模別労働争議発生企業数

第5—16表 企業規模別労働争議発生企業数
(争議行為をともなつた争議)

| 年 | 合 計 | 1～99人 | 100～499人 | 500～999人 | 1,000人以上 |
|--------------|-------|-------|----------|----------|----------|
| 30 年 | 847 | 268 | 235 | 86 | 258 |
| 31 〃 | 1,087 | 329 | 298 | 122 | 338 |
| 32 〃 | 1,757 | 630 | 418 | 176 | 533 |
| 33 〃 | 2,509 | 852 | 720 | 291 | 643 |
| 34 〃 | 1,746 | 482 | 438 | 258 | 534 |
| 35 〃 | 2,459 | 925 | 678 | 272 | 573 |
| 35年 / 34年(%) | 140.8 | 191.9 | 154.8 | 105.4 | 107.3 |
| 35年 / 30年(%) | 290.3 | 345.1 | 288.5 | 316.3 | 222.1 |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) 各年とも合計は企業規模不明の分が含まれる
 2) 33年の企業数は、所属企業が都道府県市町村である日教組の勤評反対闘争を除いたものである
 3) 35年の企業数は官公庁関係の争議を除いたものである

このような結果から、さきにみた中小企業における争議の激増傾向は、主として積極的要求争議の増大によつてもたらされたことが推察され、さらにこのような中小企業における積極的要求争議の増加傾向は、ひきつづく好況を背景とした中小企業の近代化傾向や労働者の意識昂揚などの結果とみられ、今後の動向が注目される。以上のように、最近中小企業の争議は積極的要求を中心に増加の一途をたどっているが、争議の性格は経営者もひきつづく好況で組合の要求なある程度うけいれる余裕ができ、また、組合の態度も過激な闘争戦術を避けて、争議に入った後もできるだけ団交等の話し合いを通じて解決しようとする動きがみられること等によつて、比較的平穩に推移し、争議の継続期間でみると短期に終るものが多くなっている。すなわち、作業停止争議(同盟罷業または工場閉鎖が行なわれた争議)について、その作業停止継続期間をみると、100人未満の規模で、継続10日以下の期間で解決したものは合計の89%を占め、34年より14ポイント増、33年との比較でも13ポイント増となつており、一方、1ヵ月以上の長期ストが行なわれたものは3%に過ぎず、34年より7ポイント減、33年との比較でも3ポイント減と減少している。しかし、一部には、たとえば病院やハイヤー・タクシー関係の争議にみられるごとく、争議が長期化ないし激化し、社会的な関心を集め問題化しているものもある(第5-18表)。

第5-17表 企業規模別にみた積極的要求争議の割合

第5—17表 企業規模別にみた積極的要求争議の割合

(争議行為をともなつた争議) (%)

| 年 | 合 計 | 99人以下 | 100～499人 | 500～999人 | 1,000人以上 |
|------|------|-------|----------|----------|----------|
| 30 年 | 75.7 | 62.8 | 79.6 | 85.3 | 82.9 |
| 31 年 | 87.8 | 79.7 | 88.0 | 97.5 | 91.8 |
| 32 年 | 91.3 | 88.0 | 91.1 | 96.6 | 94.1 |
| 33 年 | 86.3 | 80.3 | 88.9 | 94.3 | 88.2 |
| 34 年 | 91.0 | 84.1 | 93.7 | 96.6 | 93.5 |
| 35 年 | 95.9 | 93.4 | 96.4 | 96.3 | 97.3 |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) 積極的要求争議と消極的要求争議との合計を100とした積極的要求争議の比率である
- 2) 積極的要求争議については第5—10表(注1)参照
- 3) 第5—16表(注1)および3)参照

なお、中小企業の争議をめぐる上部団体の最近の動きをみると、組合側は、総評系、全労系ともひきつづき中小企業労働者の組織化および争議対策に活潑な動きを示し、争議に際しては団交参加、ピケ動員、あるいは支援共闘会議の設置、資金カンパ等により、積極的に指導を行なっている。

一部では、なお過激な闘争指導により組合分裂等を招いているところも見られるが、主要団体の争議指導は全体として慎重な態度で臨んでいる。総評系の組合は35年1月地方オログ団全国会議で決定した「争議の指導について責任体制を確立するとともに争議により企業をつぶすようなことはしない」との方針を決定しており、全労系の組合は直接団交に参加して解決に当ることは総評系と変りないが、争議に際しては話し合いによる解決を中心として進め、実力行使は極力避けて、最悪の場合は地労委等を利用するよう積極的に指導している。一方、使用者団体では、争議については自主交渉、自主解決を基本とし、労務管理の改善を通じて争議を未然に防止するとの指導方針をとっている。

第5-18表 企業規模および作業停止日数別作業停止争議解決企業数比率

第5-18表 企業規模および作業停止日数別作業停止争議解決企業数比率 (%)

| 企業規模 および年 | 合計 | 10日以下 | 11~20日 | 21~30日 | 31~100日 | 101日以上 |
|--------------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|
| [合計] | | | | | | |
| 33年 | 100.0 | 82.4 | 9.9 | 4.0 | 3.0 | 0.8 |
| 34年 | 100.0 | 82.6 | 8.4 | 3.3 | 4.9 | 0.9 |
| 35年 | 100.0 | 89.6 | 5.0 | 2.6 | 1.8 | 1.0 |
| [99人以下] | | | | | | |
| 33年 | 100.0 | 76.4 | 13.9 | 4.5 | 3.6 | 1.6 |
| 34年 | 100.0 | 75.4 | 10.2 | 4.4 | 8.2 | 1.8 |
| 35年 | 100.0 | 89.0 | 4.1 | 3.5 | 2.0 | 1.4 |
| [100~499人] | | | | | | |
| 33年 | 100.0 | 88.8 | 5.2 | 3.5 | 2.2 | 0.3 |
| 34年 | 100.0 | 85.1 | 5.7 | 2.8 | 5.3 | 1.1 |
| 35年 | 100.0 | 91.9 | 4.2 | 1.0 | 1.7 | 1.1 |
| [500人以上] | | | | | | |
| 33年 | 100.0 | 84.0 | 9.1 | 3.7 | 2.9 | 0.3 |
| 34年 | 100.0 | 86.0 | 8.6 | 2.9 | 2.3 | 0.2 |
| 35年 | 100.0 | 88.5 | 6.6 | 3.0 | 1.6 | 0.3 |

資料出所 労働省「労働争議統計調査」